

# 令和8年度危険空き家解体撤去支援事業補助金について

適切な管理ができていない空き家で倒壊のおそれがある場合、地域住民のみなさまの生活環境に深刻な影響を及ぼします。

丹波市では、安全で安心なまちづくりを促進し、生活環境の改善を図るため、倒壊のおそれのある危険な状態の空き家等を解体撤去する場合に、費用の一部を補助します。

## 1. 補助対象となる危険空き家等

主として居住の用に供されていた空き家で、今後も引き続き居住の用に供される見込みがないもの、又は空き家と同一敷地内にある空き建築物（附属建物）で、次の要件のすべてに該当するものを補助対象とします。

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「特定空家等」に市長が認定した空き家等で、市から助言・指導を受けているもの。
- ②倒壊等により道路等を通行する者又は空き家周辺に危険を及ぼすおそれがあるもの。
- ③市で定めた空き家等危険度判定基準において、評点の合計が基準値以上と判定された空き家で、自治会から苦情通報のあったもの。

—危険空き家の判定例— ※下記の状態について複合的に判定します

- ・基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの。
- ・はりが腐朽し又は破損しているもの、土台又は柱の数力所に腐朽又は破損があるもの。
- ・外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁を貫通する穴が生じているもの。
- ・屋根葺き材(瓦など)に著しい剥落があるもの、軒の裏板やたる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの。

※空き家等の危険度は事前調査により確認いたします。(事前調査は別途申請が必要です)

※交付決定前に工事に着手(契約行為含む)した場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

## 2. 補助の対象となる方（申請者）

- ア 補助対象空き家等の所有者又は解体撤去工事を実施することについて所有者の同意を得ている方（個人又は自治会等）
- イ 丹波市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- ウ 過去に同一敷地内においてこの補助事業により解体撤去した空き家がないこと。

## 3. 補助対象となる工事及び経費

### ①補助対象となる工事について

- ア 危険空き家又は危険附属建物の全部を解体、撤去する工事
- イ 建設業法や建設リサイクル法等により、解体工事に必要な許可を受けた事業者による工事
- ウ 解体撤去工事完了後、事業者が工事代金の支払いを済ませた上で、年度末までに実績報告書の提出ができる工事

### ②補助の対象となる経費

- ア 空き家の解体撤去工事の工事費
- イ 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- ウ 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費
- エ 空き家内の動産等残置物の収集運搬費及び処分費用
- オ 上記アからエのほか、解体撤去工事等に係る諸経費

<注意>

- ・庭木等の伐採、草刈り等にかかる費用、門扉・庭石・塀等を撤去する費用は補助対象外です。
- ・下記 4.④の補助金については、補助対象経費が異なりますので、担当課にご相談ください。
- ・工事現場により補助対象経費が異なりますので、補助対象経費は補助金交付申請時の審査により判断いたします。

#### 4 補助金額

- ①判定基準で 100 点以上の場合で、国・県の補助対象となるもの  
補助対象経費の 5 分の 4 の額で **上限 160 万円**
- ②判定基準で 50 点以上 100 点未満の場合  
補助対象経費の 4 分の 1 の額で **上限 50 万円**
- ③空き家と同一敷地内にある附属建物で判定基準で 50 点以上の場合  
補助対象経費の 5 分の 1 の額で **上限 20 万円**
- ④自治会等が自ら実施空き家の解体撤去又は敷地内の立木竹の伐採・草の処理をする場合  
補助対象経費の 10 分の 10 の額で **上限 50 万円**

#### 5 申込期限・方法

① 申込期限

ア 上記 4. ①の補助金申請の場合 … **令和 8 年 12 月 25 日(金)**

イ 上記 4. ②、③、④の補助金申請の場合 … **令和 9 年 1 月 29 日(金)**

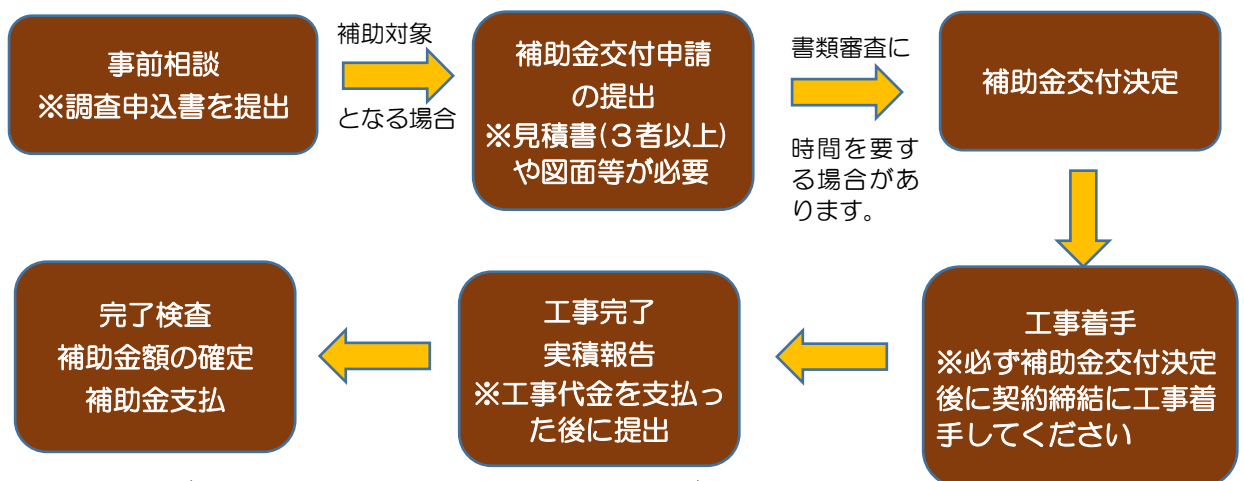
※予算の都合上、この年度の予定金額に達した場合は受付を締め切らせていただく場合があります。

②申込方法

丹波市建設部都市住宅課までお問合せください。(下記問い合わせ先参照)

※補助金の交付申請をする場合は先に事前調査申込が必要です。

#### 6 手続の流れ(概略)



※工事代金が増減する場合、工事完了までに変更申請が必要です。

※補助金の支払いを直接工事請負事業者に希望(代理受領)される場合は交付申請時にお申し出ください。

#### 問合せ先

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地  
丹波市 建設部 都市住宅課 住宅政策係  
TEL:0795-74-2364 FAX:0795-74-1592  
E-mail : toshiyuutaku@city.tamba.lg.jp